最終更新日：2018年12月28日

株式会社キャリアデザインセンター
代表取締役社長兼会長　多田弘實
問合せ先：03-3560-1601
証券コード：2410
http://cdc.type.jp/ir/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方 更新

当社グループは、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の創出において、様々なステークホルダーとの適切な協働に努めるべきであると認識しております。当社グループの経営理念である、「質の高い人材の流動化を通して、企業の活性化と日本経済の発展に寄与する」ために、中途採用・新卒採用における人材の流動化に焦点を当て、求職者・求人企業の転職・就職、採用に関する課題解決を取り組むべきテーマとして、これをもって社会に貢献するべく努めております。
また、当社グループのコーポレートコンセプトである「いい仕事・いい人生」とは、当社グループの企業理念を実現するための行動規範であります。当社グループ従業員だけでなく、様々なステークホルダーに対して「いい仕事」を提供することが、それぞれの「いい人生」につながると考え、それこそがステークホルダーへの価値創造及び当社の中長期的な価値向上につながると考えております。
その上で、経営の効率性、透明性の向上を図り、企業価値を最大化することをコーポレートガバナンスの基本的な方針としております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則4－1－3．取締役会の役割・責務(1)】
当社は、最高経営責任者（CEO）等の後継者の計画を経営課題として考えており、今後取締役会及び経営会議を通じてグループ全体として適切に計画を立案し、実行、監督するよう検討してまいります。

【補充原則4－2－1．取締役会の役割・責務(2)】
当社取締役会は、会社業績、世間水準、社員給与とのバランス等を考慮の上、健全な企業家精神の発揮に資するためのインセンティブ付けの観点から、各業務執行取締役等の会社経営への貢献度を反映させて報酬額を決定しております。また、2019年12月期中に社外取締役を主要な構成員とする任意の独立した諮問委員会を設置することを検討しており、その委員会において客観性、透明性を確保する観点から充分に審議を行い決定したいと考えております。
なお、自社株報酬については、業績連動の現金報酬を実施しており、当面導入する予定はありません。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1－4．いわゆる政策保有株式】
当社は、原則として、政策保有目的の株式の取得を行わない方針でありますが、業務提携その他経営上の合理的な目的に基づいて上場株式を保有する場合には、保有に伴う便益、リスク等を総合的に勘案し、保有の適否を検証し保有合理性のない株式については、株価や市場動向等を考慮して売却いたします。
政策保有株式に係る議決権の行使については、議案の内容を検討し、投資先企業の経営方針や事業計画等を把握した上で、中長期的な企業価値の向上に資するか否かの視点に立って判断いたします。

【原則1－7．関連当事者間の取引】
当社は、事業上の必要性に基づく子会社との取引を行う場合を除き、関連当事者との取引は原則行わないことを基本方針としております。子会社との取引実施の際は、当社グループの経営の健全性を損なう可能性があることを十分に認識し、事業上の必要性、取引条件の妥当性を慎重に検討した上で、当社社内規程で定める手続きに従って行うこととしています。また、その取引の状況については、経理課が取引の内容、金額等を把握するほか、監査役会が確認する体制となっております。

【原則2－6．　企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】
現在、当社では、コーポレートガバナンス・コードが想定している基金型・規約型の確定給付年金及び厚生年金基金を制度として導入していないため、アセットオーナーには該当しておりません。

【原則3－1．情報開示の充実】
（1）経営理念や経営戦略等を当社ウェブサイト、決算説明会資料にて開示しております。
TOPメッセージ：http://cdc.type.jp/ir/message.html
決算説明会資料：http://cdc.type.jp/ir/presentation.html

（2）コーポレートガバナンスの基本方針を当社ウェブサイト、コーポレートガバナンス報告書及び有価証券報告書に記載しております。
コーポレートガバナンス：http://cdc.type.jp/ir/corporate.html

（3）取締役及び監査役の報酬等については、株主総会の決議による取締役及び監査役それぞれの報酬総額の限度内で、会社の業績や経営内容、経済情勢等を考慮し、
その上位者による評価のもと決定しております。また、2019年12月期中に社外取締役を主要な構成員とする任意の独立した諮問委員会を設置することを検討しており、
その委員会において充分に審議を行い決定したいと考えております。

（4）当社の取締役候補の選解任については、当社の持続可能な成長と企業価値向上に資する人物であり、且つ人格に優れ、高い識見を備えた

候補者かを基準に選定し、候補者との対話の機会を持った上で、取締役会にて決定しております。
また、監査役候補の選解任については、当社の健全な経営と社会的信用の維持向上に資する人物で、中立的・客観的に監査を行うことができ、且つ人格に優れ、高い識見を備えた候補者であるかを基準に選定し、監査役会で検討・同意した上で、最終的に取締役会にて決定しております。
なお、社外取締役及び社外監査役の独立性判断基準については、一般株主と利益相反の生じる恐れがないことを基本的な考えとして選任し、その考え方について有価証券報告書に記載しております。
また、2019年12月期中に社外取締役を主要な構成員とする任意の独立した諮問委員会を設置することを検討しており、その委員会において充分に審議を行い決定したいと考えております。

(5) すべての取締役・監査役候補者の選解任理由について、株主総会招集通知に記載しております。
また、候補者全員の経歴についても、株主総会招集通知の参考資料として付しております。

【補充原則4－1－1. 経営陣に対する委任の範囲の決定、概要の開示】
当社取締役会は、毎月1回の定例取締役会を開催し、法令で定められた事項や経営に関する重要事項の決定及び各取締役の業務執行状況の監督を行います。また、取締役会において中期経営計画及び年度予算を策定し、計画を達成するための取締役の職務権限と担当職務を明確にし、職務執行の効率化を図っております。この旨を、コーポレートガバナンス報告書等において概要を開示しております。

【原則4－9. 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】
当社取締役会は、独立社外取締役を選任するための独立性について特段の定めを設けておりませんが、東京証券取引所が定める独立性基準を踏まえ、一般株主と利益相反の生じる恐れがないことを基本的な考えとして社外取締役候補者を選任し、その考え方について、有価証券報告書にて開示をしております。
なお、当社の社外取締役2名は独立社外取締役に該当しており、独立役員の指定をしております。

【補充原則4－11－1. 取締役会全体の知識等のバランス、多様性、規模に関する考え方の策定、取締役の選任に関する方針・手続の開示】
当社取締役会は、その役割・責務を実効的に果たすため、当社グループの事業規模・内容等を踏まえ、各事業部門・管理部門等それぞれの業務に精通した取締役をバランスよく選任する方針としております。
社外取締役に関しては、東京証券取引所が定める独立性基準を踏まえ、一般株主と利益相反の生じる恐れがないことを基本的な考えとして候補者を選任しております。以上の考え方につきましては、コーポレート・ガバナンス報告書及び有価証券報告書にて記載しております。

【補充原則4－11－2. 独立社外取締役の兼任状況】
当社の社外取締役及び社外監査役は、他の会社の役員を兼任している者もおりますが、その役割・責務を適切に果たすために必要となる時間・労力を、当社の取締役・監査役の業務に振り向けられるものと考えております。
また、社内取締役及び常勤監査役は当社の子会社・関係会社以外の他の上場会社の役員は兼務しておらず、社内取締役及び常勤監査役の業務に専念できる体制となっております。当社の社外取締役及び社外監査役の他社での兼任状況は、株主総会招集通知、有価証券報告書及びコーポレートガバナンス報告書に記載しております。

【補充原則4－11－3. 取締役会の実効性に関する分析・評価・結果の概要の開示】
当社では、現在取締役会全体の実効性についての分析・評価をアンケート形式により年1回実施し、各取締役の自己評価等を参考にしつつ、取締役会全体の実効性について分析・評価しております。その結果の概要についての開示については、今後検討して参ります。

【補充原則4－14－2. 取締役・監査役に対するトレーニング方針の開示】
当社は、取締役・監査役が、その役割・責務を果たすために必要なトレーニングの機会を継続的に提供することを基本方針としております。
当社取締役・監査役は、当社が加盟する団体等の外部セミナー等に積極的に参加することで、必要な知識、あるいは時勢に応じた新しい知識の習得や研鑽に努めております。社内取締役に関しては、3ヶ月に1回、外部講師を招いた勉強会やトレーニングの機会を設けております。また、当社の取締役・監査役に就任する際には、会社経営上の意思決定に必要な広範な知識や業務遂行に求められる知識習得のために外部セミナー等に積極的に参加する機会を設けております。

【原則5－1. 株主との建設的な対話に関する方針】
当社は、持続的成長及び中長期的な企業価値向上を実現するためには、株主・投資家との積極的かつ建設的な対話が必要不可欠であると考えております。そのため、IR担当取締役を中心としたIR体制を整備し、当社の経営戦略に対する理解を深めるための機会創出に努めております。具体的には、半期に一度の決算説明会を開催し、経営陣から株主・投資家に事業の現況・戦略を伝えております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新	20%以上30%未満

[大株主の状況] 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
多田弘實	1,124,900	16.75
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	751,600	11.19
KBL EPB S.A. 107704	430,700	6.41
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	225,300	3.35
STATE STREET BANK AND TRUST CLIENT OMNIBUS ACCOUNT OM02 505002	213,500	3.17
株式会社ダイヤモンド社	120,000	1.78
BBH FOR FIDELITY PURITAN TR: FIDELITY SR INTRINSIC OPPORTUNITIES FUND	110,000	1.63
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140040	99,700	1.48
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口1)	94,900	1.41
GOLDMAN, SACHS& CO. REG	92,800	1.38

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

・大株主の状況は平成30年９月30日現在の状況です。なお、上記には当社の保有する自己株式339,810株（保有比率4.81％）は含まれません。

・平成30年５月９日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、フィデリティ投信株式会社が平成30年４月30日現在で以下の株式を保有している旨が記載されているものの、当社として当事業年度末現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。なお、その大量保有報告書の内容は次のとおりであります。

［氏名又は名称（所有株式数、発行済株式総数に対する所有株式数の割合）］
フィデリティ投信株式会社（657,100株、9.31％）

・平成30年９月７日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、ＦＭＲ　ＬＬＣが平成30年８月31日現在で以下の株式を保有している旨が記載されているものの、当社として当事業年度末現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。なお、その大量保有報告書の内容は次のとおりであります。

［氏名又は名称（所有株式数、発行済株式総数に対する所有株式数の割合）］
ＦＭＲ　ＬＬＣ（381,100株、5.4％）

・平成30年11月16日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、ＳＡＭＡＲＡＮＧ　ＵＣＩＴＳが平成30年９月14日現在で以下の株式を保有している旨が記載されているものの、当社として当事業年度末現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。なお、その大量保有報告書の内容は次のとおりであります。

［氏名又は名称（所有株式数、発行済株式総数に対する所有株式数の割合）］
ＳＡＭＡＲＡＮＧ　ＵＣＩＴＳ（596,100株、8.45％）

３．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	９ 月
業種	サービス業
直前事業年度末における（連結）従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

４．支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

５．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	7 名
社外取締役の選任状況 更新	選任している
社外取締役の人数 更新	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
和田芳幸	公認会計士											
齋藤哲男	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
和田芳幸	○	該当事項はありません。	和田氏は、公認会計士として監査法人での監査に基づく豊富な経験と知識を有しており、当社のガバナンス体制強化と経営全般に対する助言を行うことにより、職務を適切に遂行いたしております。また、和田氏は上記事由のいずれにも該当せず、一般株主とも利益相反の生じるおそれがないことから、独立役員として適切であると判断し、指定いたしました。

齋藤哲男	○	該当事項はありません。	齋藤氏は、東京証券取引所での上場審査業務を務めた他、経営コンサルタントとして会社経営に関する豊富な経験と知識を有しており、当社のガバナンス体制強化と経営全般に対する助言を行うことにより、職務を適切に遂行いたしております。また、齋藤氏は上記事由のいずれにも該当せず、一般株主とも利益相反の生じるおそれがないことから、独立役員として適切であると判断し、指定いたしました。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

公認会計士による監査は、常勤監査役の執務スペースである当社経営企画局内会議室にて行われており、監査による公認会計士の来社時に適宜公認会計士と監査役にて意見交換を行っております。また、公認会計士による監査結果の講評等については内部監査室担当者とともに立会いを行っております。
また、常勤監査役の執務スペースは経営企画局と同一のフロアにあり、また同一のフロアに兼務である内部監査室担当者がおります。同じフロアにいることにより、あえて定期的な時間を設けることなく互いが随時機動的に時間を取り合い、内部監査結果の報告や監査役の視点からのリスク懸念事項について協議等を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	0 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
中島　茂	他の会社の出身者													
菅原　隆志	公認会計士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
中島　茂		該当事項はありません。	公認会計士及び税理士としての経験から客観的な監査を行うためであります。
菅原　隆志		該当事項はありません。	公認会計士として監査法人での監査に基づく豊富な経験と知識を有しており、当社のガバナンス体制強化と経営全般に対する助言を期待して、社外監査役として選任をお願いするものであります。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	2 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社は、ストックオプションの付与における、より一層の経営参画意識の向上を目的として実施しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員

該当項目に関する補足説明 更新

当社は、業績向上に対する意欲や意識を高めることにより、長期的な業績向上を図ることを目的として、新株予約権を発行しています。ストックオプションの付与については、株主総会で承認された範囲内で割当数量を決定しております。なお、取締役・社員のストックオプションの付与状況は下記のとおりになります。
・社内取締役　未行使株式数　0株（平成30年９月末日現在）
・従業員　　未行使株式数 137,600株（平成30年９月末日現在）

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

役員報酬：（平成30年９月期）
取締役に支払った報酬　166,680千円
監査役に支払った報酬　10,350千円
計　177,030千円
（注）１．取締役の報酬限度額は、平成18年12月22日開催の第15回定時株主総会において年額280,000千円以内（ただし、使用人分の給与は含まない。）と決議いただいております。
２．監査役の報酬限度額は、平成13年６月26日開催の第９回定時株主総会において月額7,500千円以内と決議いただいております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

―――

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外監査の職務を補助すべき従業員には、必要に応じて経営企画課の人員が当たることとしております。
また、常勤監査役は社内における主要会議への出席又は担当取締役より会議内容の報告を受け、各種資料の収集を行い、必要に応じて非常勤監査役への連絡及び協議を行っております。

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

(1)取締役会は原則として毎月1回開催しており、必要に応じ臨時取締役会を適宜開催しております。取締役会では、経営上の意思決定機関として、法令及び定款に定められた事項、並びに重要な業務に関する事項などを決議しております。この他に、取締役会に付議される事項につき十分な審議及び議論を実施するための会議体として経営会議を定期的に開催しております。また、常勤取締役及び本部長以上で構成される役員会を週1回開催し、業務執行における重要課題を審議し決定しております。
(2)内部監査については、社長直属の組織である内部監査室を設置し、所属部以外の社内各部における業務活動が適切、効率的に行われているかを年間計画を立てて内部監査を実施しております。
(3)当社は、会社法に基づく会計監査及び金融商品取引法に基づく会計監査をEY新日本有限責任監査法人に委嘱しており、それに基づく報酬を支
払っております。当該監査法人及び当社監査に従事する当該監査法人の業務執行社員と当社の間には、特別の利害関係はありません。平成30年9月期における会計監査体制については、以下のとおりであります。
EY新日本有限責任監査法人
・業務執行をした公認会計士
指定有限責任社員　業務執行社員　入江秀雄（継続監査年数1年）
指定有限責任社員　業務執行社員　松本雄一（継続監査年数4年）
・監査業務に係る補助者の構成
公認会計士　5名、その他　9名
なお新日本有限責任監査法人は平成30年7月1日付をもって名称をEY新日本有限責任監査法人に変更しております。

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、監査役設置会社であり、その他、社外取締役の選任や経営会議の導入により適正な業務執行と迅速な意思決定を行える経営体制を構築しております。
社外取締役は、コンプライアンスを重視したガバナンス体制の構築を期待しており、社外監査役はこれまでの豊富な経験・知見に基づき、客観的な立場から経営の監視・監査を行うことを期待しております。また、期首に監査役会で決定した監査の方針・監査計画に基づき、業務及び財産執行の適法性、妥当性について監査を実施するとともに、内部監査室及び監査法人とも連携を密にしております。
このようなことから、経営に対する透明性の確保と監督機能の強化を図れると考え現状の体制を採用しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主が議案について充分ご検討いただく時間を確保することを目的として、招集通知の発送時 期を総会日の約3週間前にしております。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は、他者の株主総会が集中すると見込まれる日を避け、多くの株主にご出席いただきや すい日を設定しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	当社は、議決権電子行使プラットフォームに参加しております。
その他	当社は、独立役員に関する情報を、株主総会における議決権行使に役立てやすい形で株主に 提供するよう努めており、招集通知の事業報告の会社役員に関する事項の欄において、独立 役員に指定されている社外役員を明示しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	毎年5月及び11月に開催	あり
IR資料のホームページ掲載	http://cdc.type.jp/ir/　決算情報、その他適時開示資料等を掲載	
IRに関する部署（担当者）の設置	経営企画課にてIRを担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
その他	企業業績の回復、少子化により、若年層の採用はより困難となっており、日本経済成長を抑 制する要因となることが予測されます。これを解決する方法は、「中途採用による人材の流動 化」であり、当社が取り組むべきテーマであると考えております。当社は、Human Resource Solution Company として、中途採用による人材の流動化を実現させ、日本経済活性化の一翼 を担っていくことを目指し、あらゆるステークホルダーに対して有益な還元を行っていく方針で す。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

1．取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
(1)当社は、役職員の行動規範として「企業倫理に関する方針」を策定し、高い倫理性とコンプライアンス意識を持った行動の実践に努める。
(2)この徹底を図るため、ＣＳＲ委員会を設けることとする。CSR委員会は、管理部門担当取締役を責任者、経営企画課を事務局とする。なお、常勤取締役及び本部長以上で構成される役員会メンバーがCSR委員会の委員を担うこととする。
(3)CSR委員会は役職員に対する教育及び啓発に取り組むとともに、内部通報窓口を経営企画課に設置する。また、モニタリングを内部監査室が担当し実効性を高める。

2．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
(1)取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理については、管理部門担当取締役を責任者とし、情報の内容に応じて保存及び管理の責任部署を社内規程において定める。責任部署は、取締役の職務の執行に係る情報を適切に記録し、法令及び社内規程に基づいて、定められた期間にて適切に保存･管理を行うものとする。
(2)内部監査室は、責任部署と連携の上、文書等の保存及び管理状況を監査する。

3．損失の危険の管理に関する規程その他の体制
(1)当社の継続的な成長を可能とするため、想定される企業リスクに迅速且つ適切に対処するリスク管理体制についてＣＳＲ委員会を核として次のとおり構築する。
(2)ＣＳＲ委員会は、当社における想定リスクを基にリスク管理規程を制定する。その上で、当社内での周知徹底を図り、その実効性を高めるものとする。
(3)ＣＳＲ委員会は、内部監査室と連携を図り、日常的なリスク監視に努めるとともに新たな想定リスクの対応方法を検討する。
(4)内部監査室は、ＣＳＲ委員会と連携の上、リスク管理体制に関する監査を行うこととする。

4．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
(1)定例取締役会は毎月1回開催しており、経営上の意思決定機関として、法令及び定款に定められた事項、ならびに重要な業務に関する事項などを決議する。また、取締役会に付議及び報告される事項につき十分な審議及び議論を実施するための会議体として経営会議を定例取締役会に合わせて開催する。
(2)取締役会、経営会議等の意思決定に資するため、常勤取締役、本部長以上の使用人で構成される役員会を週1回開催し、職務権限規程等諸規程に基づき、経営の方向性等に関する議論及び業務執行における重要課題の審議を行う。
(3)内部監査室は、当社の経営方針に基づいた運営及び管理状況について監査を行う。

5．会社並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保する為の体制
　主要な子会社に対し、適切な経営管理を行うと共に、企業経営及び日常の業務に関して、必要に応じて外部の専門家による専門的見地からアドバイスを受けうる体制を整備し、対応する。

6．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
(1)監査役の日常における職務を補助すべき使用人については、必要に応じて経営企画課の人員が行うこととする。
(2)監査役の職務を補助すべき使用人については、その必要が恒常的に生じた場合に「監査役会事務局」を本格的に設置し、人員の配置を行うこととする。

7．前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
(1)監査役は、監査役の職務を補助すべき使用人に必要な業務を命じることができるものとする。
(2)監査役会より、監査に必要な命令を受けた使用人は、業務遂行にあたり、取締役、内部監査室長、管理部門内各管理者等の指揮命令を受けないものとし、当該使用人の人事異動については、事前に監査役会と協議した上で、監査役会の意向を尊重する。

8．取締役及び使用人が監査役に報告するための体制及びその他の監査役への報告に関する体制
(1)取締役及び使用人は、法定の報告事項のみならず、当社に重大な影響を及ぼす事実を知った場合には、速やかに各監査役に報告しなければならない。
(2)監査役はいつでも必要に応じて取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。

9．財務報告の信頼性を確保する為の体制
　当社は、財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制の整備･運用体制を構築するとともに、その体制が有効に機能していることを継続的に評価し、必要な是正を行う。

10．その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
(1)当社の監査役の過半は社外監査役とし、各監査役の独立性及び透明性を確保する。
(2)監査役は、内部監査室及び監査法人と必要に応じ、意見･情報交換を行うことができる。
また、監査役は、監査役の職務遂行に必要な調査･情報収集等の事項を監査役の判断で実施できるものとする。
(3)監査の実効性を確保するため、取締役または監査法人との意見交換、監査において必要な社内会議への出席等、監査役監査の環境整備に努める。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
当社は、いかなる場合においても、反社会的勢力に対し金銭その他の経済的利益を提供しないことを基本方針としている。

2．反社会的勢力排除に向けた整備状況
当社は、反社会的勢力による民事介入暴力への対応を当社規程として定めるとともに、警察等の外部専門機関との連携体制を構築することによって、反社会的勢力との関係排除に努めている。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

当社は、買収防衛については検討課題ではあると認識しているものの、具体的な対策は講じておりません。ただし、多様な敵対的買収防衛策のうち最も株主の皆様や投資者の皆様に与える影響が最小限に抑えられる策が市場において一般化された場合または将来何らかの対策を講じなければならない事象が生じた場合には、速やかに検討し、対策を講じる予定であります。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

コーポレート・ガバナンスに関しては、今後の社会環境や当社のステージに合わせて、適切な体制となるべく努力する方針であります。

【参考資料：模式図】

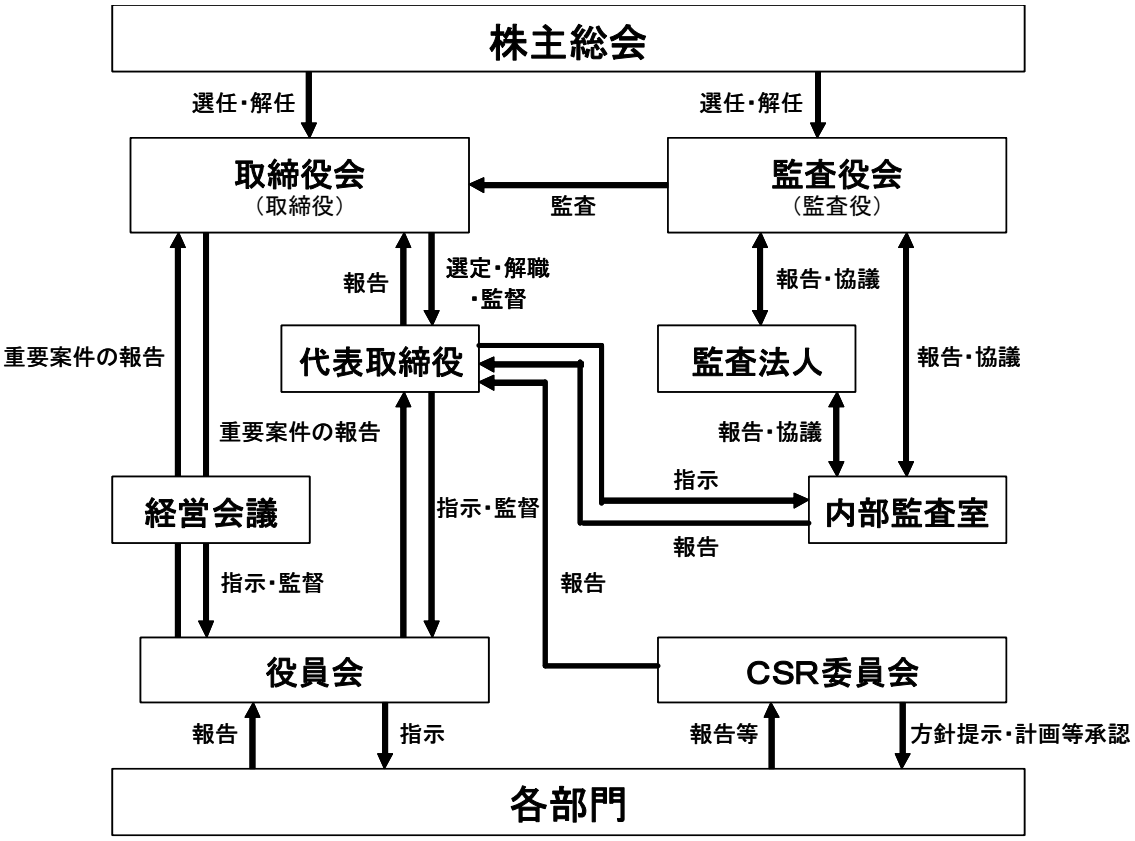
株主総会
選任・解任
選任・解任
取締役会
（取締役）
監査
監査役会
（監査役）
報告
選定・解職
・監督
報告・協議
重要案件の報告
代表取締役
監査法人
報告・協議
重要案件の報告
報告・協議
指示
経営会議
指示・監督
内部監査室
報告
指示・監督
報告
役員会
CSR委員会
報告
指示
報告等
方針提示・計画等承認
各部門